

# 「学生風紀問題」報道にみる 青少年のセクシュアリティの問題化

—明治年間の『教育時論』掲載記事を中心に—

渋谷 知美

## 1. はじめに

本稿は、明治30年代をピークに発生した「学生風紀問題」の報道にみる明治中後期青少年のセクシュアリティ像のありようと社会による青少年のセクシュアリティの問題化の様態および制度上の処遇を、明治年間の『教育時論』記事から明らかにするものである。

青少年の性をテーマにした歴史研究は、教育社会学の中では決して多くない。しかし、性教育言説のイデオロギー性を歴史的手法によって相対化した高橋 (1993, 31-32頁) によれば、青少年の性の問題を教育社会学研究の対象とする正当性は次の4点に求められる。第1に、社会学領域において興隆をみせているフェミニズムが、性=セクシュアリティの問題を積極的に取上げていること。第2に、歴史学分野で多くの家族/女性の「社会史」が登場し、その蓄積が社会学にもさまざまな影響を与えていること。第3に、教育社会学において「新しい教育社会学」が流行し、教育現象を社会統制の文脈で解釈する研究が成果をあげていること。青少年の性は、教育の社会統制的側面に着目するさいの「最適な事例」を提供してくれる。第4は、教育社会学におけるジェンダー研究の隆盛との関連である。森 (1992, 165, 180頁) は、教育社会学におけるジェンダー研究のレビュー中で、ジェンダーのさらなる理解のために、ジェンダーの学歴や階層のようなカテゴリーとしてではない「関係性」としての側面に注目したとき、「性意識」や「性愛」として現れるセクシュアリティの問題を解くことが不可欠だとしている。青少年の性に向けられたまなざしの歴史的探求を課題と

する本稿の試みも、これらの学際的流れのなかに位置づく。

教育社会学の問題解決的性格からも、青少年の性をとり上げることの意義は見出せるだろう。80～90年代は、援助交際<sup>(1)</sup>、有害コミック問題、小学校5年の保健と理科への「性」に関する事項の導入など子ども・青少年と性をめぐっていくつかの「社会問題」が発生している。本稿が採用する構築主義的視点からすれば、問題が発生するのは、子ども・青少年は性的な事柄にかかわるべきではないとの観念がもたれているからに他ならない。しかし、そのような観念が歴史的・社会的に普遍的なものでないことは、アリエスやフーコーの社会史、ミードの文化人類学の成果が明らかにしてきたことである。アリエス (Ariès 訳書 1980) は、16世紀フランス社会では子どもに対する性的な冗談や子どもの性器を大人が弄ぶことはなんら卑猥なこととは考えられていなかったが、17世紀に入って「無垢なる子ども」の観念が生まれ、子どもを性的な事柄から隔離する規範・制度が生じたと述べる。また、フーコー (Foucault 訳書 1986) も、個人を把握するミクロな権力と関係づけながら、女の身体の高ステリー化、生殖行為の社会管理化、倒錯的快楽の精神医学への組み込みと並んで子どもの性の教育化が18世紀以降ヨーロッパにて押し進められ、学校や寄宿舎で生徒のオナニーが厳しく取り締まられたことを指摘する。一方、ミード (Mead 訳書 1976) は、文明諸国に見られる思春期特有の性的緊張は文化相対的存在であるとの仮説のもと、1920年代のアメリカとサモア諸島の思春期にある少女を比較し、サモアでは子どもは大人の性行為を日常的に目の当たりにしており、また自分たちも幼少期から性的な戯れに慣れ親しんでいるので、文明諸国に見られるような緊張はなく、少女たちは子ども期から大人期へとスムーズに移行することを示した。わが国でも、民俗学における赤松 (1993) や岩田 (1996) らの「夜這い」の研究で、少なくとも1920年代位までの民俗社会では、子どもは性から隔離されていなかったばかりか、共同体が「マラムキ」「筆おろし」「破瓜」などの儀礼を通して積極的に性的実践を教授していたことが明らかになっている。

だとすれば、現代に見るような「子ども・青少年の性の囲い込み」は、いつ始まったのだろうか。性的実践の知識への特化、性の知識の学校化ということでは、その起源は明治末期から動きだした教科教育としての「性教育」の制度化に求められる。しかし、子どもや青少年にまつわる制度や処遇は、それに先行する子ども・青少年観と無関係には存在しえない (山村・北沢 1992, 43頁)。そのことを思い返すならば、性教育という制度、ひいては「子ども・青少年の性の囲い込み」という事象の理解には、それに先行する社会の子ども・青少年の性に向けたまなざしを検討するこ

## 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化

とが重要な課題となる。

そこで、本稿では明治30年代に発生した「学生風紀問題」をとり上げることにする。その理由は、第1に、性教育の登場との深いかわりである。明治末に『中央公論』や『読売新聞』『児童研究』などを舞台に展開した、学校カリキュラムへの性教育導入の是非をめぐる「性教育論争」において、導入推進派はしばしば学生風紀問題を盾にその主張を押し進めた。「学生風紀問題の認識→科学的性教育の必要性を強調」という行論は「お決まりのパターン」であった(赤川 1999, 162頁)。第2に、学生風紀問題の青少年のセクシュアリティの歴史に占める重要性である。学生風紀問題は、青少年の性がまとまったかたちでマスメディアにおいて喧伝され社会問題化されたほぼ初めてのケースであるといえる。確かに明治初期～中期には、政府による若衆習俗撲滅の動きや、女学生の着袴問題があったが、その規模と継続性の点では学生風紀問題に及ばない。第3は、学生風紀問題の明治期学生史に占める位地である。学生風紀問題は、これまでの教育社会学・社会学研究のなかで、学生生活史にとって重要な事象として位置づけられたり(高橋 1992, 182-187頁/古川 1993, 126頁, 1994, 41-43頁), 中等・高等教育就学者増加に付随する問題とみなされており(竹内 1991, 143-147頁/Kinmonth 訳書 1995, 112, 200頁), 明治期学生史の欠くべからざる一要素となっている。学生風紀問題そのものを一次資料において検討することは、教育の歴史社会学にとってそれなりの意義があると思われる。

作業としては次のことを明らかにする。まず、第2節では、学生風紀問題と総称される問題群全体を理解すべく、問題の種類、問題の発生地域、言挙げされている学生の教育課程を概観する。そのうえで、第3節にて学生風紀問題における性的項目を検討する。ここでは、キツセ&スペクター(Kitsuse & Spector 訳書 1990, 116-119頁)の構築主義的アプローチを採用する。つまり、社会問題をある種の状態として捉えることをやめ、活動(クレーム申し立て活動)として概念化するスタンスをとる。社会問題は論理内在的に説明される客観的状态ではなく、「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」であり、そのように定義された社会問題の理論では、「クレーム申し立て活動とそれに反応する活動の発生や性質、持続について説明すること」が中心課題となる。この仮説に従えば、学生風紀問題は問題内容そのものより問題化過程の側面から考察されねばならない。そこで、作業として次の3点を明らかにすることを課題とする。①学生のどんな性の活動が問題行動と想定されたのか。②問題化に際してどのようなレトリックが動員されたのか。そして、③学生風紀問題はどのような反応を惹起したのか、である。

第3点目は、具体的にいえば、教育者たちが示した矯正策、行政レベルでの実行策、対抗言説、学生生徒自身の振る舞いなどを探ることである。

資料は『教育時論』（開発社発行、以下『時論』と略。カッコ内号と頁のみのものは『時論』掲載記事。表1に掲げた記事は頁数を略す）の創刊（1885年）から明治末年（1912年7月）までに掲載された記事を用いる。『時論』は全国の一般教師を主な読者とし、『教育報知』と並ぶ「教育雑誌の兩大関」として多数の発行部数を誇っていた。したがって、教育界の主張を代弁する媒体とみなしても差し支えないと思われる（傳松・菅原 1988, 47-48頁／傳松・菅原・小熊 1990, 53頁, 1991, 41頁）。しかし、このことは、本稿が教育界以外の世論を押さえていないという限界を示すものでもある。

表1 『時論』中「学生風紀問題」記事（全66件）

発行年 号 頁	タイトル*	風紀頹廢の具体的内容**	性別		地方	所属教育機関***	『時論』の矯正策****
			男	女			
1888 101 28 (明治21)	学生取締法	政治上のこと				官立府県立学校等 学生生徒	
1889 161 29-30 (明治22)	女学生の風儀	俄に裕福、いつも男子 学生と同時に欠席		○	東京	官立私立女学校	
1892 257 29 (明治25)	書生社会の頹廢	足を斜狭の地に投じ、 形を曖昧の酒樓に潜むる		○	熊本	市内多数の校舎の 生徒	
1893 288 5-7 (明治26)	師範生徒の気風を 矯正するの策如何	粉擾				尋常師範学校生徒	校長職員団結、県 会議員干渉しない、 教育雑誌上で生徒 挙動を適宜非難
298 9	大学生徒の腐敗	卒業証書の為に講 義を聴けり		○		大学生徒	
1897 437 13 (明治30)	書生社会の大墮落	窃盜、娼樓での自 殺・情死		○	府下	医学生、国公立よ り私立多	
1898 463 7-8 (明治31)	都下青年の悪風を 如何	争鬭、誘拐、猥褻 行為、賭博		○	都下、 府下	府下諸学校生徒	警察取締、父兄 警戒
466 4	学校警察設置の急 要（学生風紀の墮 壞に就き）				各府県		学校・警察によ る取締
468 26-27	小学校生徒風紀取 締法	喫煙、賭博、破 壊、妨害			横浜	小学校生徒	
491 22	大学学生の風紀振 粛			○	本郷	〔東京帝国〕大学 生徒	
493 20-21	学生風紀改良会設 立の計画				府下	府下各学校	教育者による取締、 寄宿舎設置・監督、 下宿屋の行政取締
493 35	大学々生の風紀取 締			○		中学生、大学生	警察取締
493 35-36	学生風紀の振粛に 着手せよ	寄席、喫煙				大学生、中学生、 中等教育の程度に ある学生	

## 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化

発行年 号 頁	タイトル*	風紀類稿の具体的内容**	性別		地方	所属教育機関***	『時論』の矯正策案****
			男	女			
1899 (明治32)	504 35-36	又々学生風紀の類 廃に就て(血なき 男児骨なき男児)	白袴隊・好美連, 芳原遊狂	○			警察取締
	508 35	又々学生風紀の墮廃に 就て(警視庁と文部省 とに望む)	白袴隊, 可憐妙齡 の少女少女を畏懼 さす	○	府下		警察取締, 文部省 は学生生徒所属の 校長職員に厳令
	509 16	学生風紀取締の励行					
1900 (明治33)	534 35	学生風紀振肅策			都下		下宿屋を公立団体化し 軍隊の如く監督, 仕送 り管理, 懲罰処分権付 与。寄宿舎完備, 父兄 親戚他の監督
	544 22	学生風紀の取締問 題			都下		社会道德の制 裁, 寄宿舎完備
	548 20-21	学生墮落の原因其 救済法		○	都下	私塾および中学程 度の16, 7才までの 青年, 18, 9才	中学程度書生上京禁 止, 家庭的寄宿舎に よる管理, 警察取締, 教 会, 学会加入
	557 42	技芸学校の風紀				技芸学校	
1901 (明治34)	573 43-44	学生風紀の紊乱に 就て(学校監督者 の疎慢を責む)			府下	中学校及某某学校	学校監督者注意 警戒, 追放
	575 36	不良青年の取締	幼者および婦女に 対する暴行陵辱	○	府下		
	581 1-3	学生風紀問題	ストライキ		全国	中学校師範学校, 小学校	教育内容に注 意, 学政改革
	584 45	嗚呼学生風紀問題 を奈何せん	少年騒動, 争鬪	○	全国	中学生, 富山県第 二中学校, 青森県 弘前中学校	府県担当者を監 督, 墮落学生放 逐
	592 45	東京美術学校の改 革と風紀矯正	粉擾		東京	東京美術学校	
	592 45-46	悪書生の取締励行 に就て	喧嘩口論, 通行の 婦女子殊に女学生 を要する	○	府下	公私学校	警察と学校によ る取締
1902 (明治35)	620 38	女学生の取締	云ふべからざる醜 行	○	都下		父兄他の監督
	625 39	学生取締と学校の 制裁	花界に流連, 酒色 に沈面, 凶器携 帯, 刃傷沙汰		都下	中学校各私立学校	
	628 35	女学生取締の内訓		○	全国	高等女学校	学校による取締, 品行不正者除名放 校, 一般者戒飭, 学校認可取り消し
	628 44	女学生風紀問題		○			
	630 40	女学生墮落救済策		○	東京市	高等小学校以上公 私女学校	
	632 40	女学生取締に就て		○	東京市	高等女学校程度~ 以上	東京遊学禁止, 寄 宿舎, 公認下宿, 親戚等の監督

発行年 号 頁	タイトル*	風紀頹廢の具体的内容**	性別		地方	所属教育機関***	[時論]の矯正策****
			男	女			
1905 (明治38)	716 32 悪書生の取締励行		○	○		官公私立学校	
	725 31 男女学生の取締方針	妾となって学資を受ける	○	○			
	734 32-33 警察官の墮落学生談	高等淫売, 窃盗, 脅迫され複数男学生と深い関係	○	○	東京	中学生	東京遊学禁止, 寄宿舎監督
	739 34 学生風紀矯正策		○	○		高等女学校	克己心涵養, 読書で知識を博むる, 言行一致, 優美の精神養成他, 社会の弊風一掃, 教化教育振興
	745 34 学生風紀談	粉擾			地方	中学, 師範学校	
1906 (明治39)	757 46 青年風俗の改善に就て	淫す					
	762 33-34 文相の学生風紀談	華美浮薄, 空理悲観, 義務に不忠実, 位地を求めて汲々, 男女関係不厳正	○	○		学生殊に中学生	
	763 34-35 文相の学生風紀取締方法談				各府県		
	764 35 校外取締に関する通牒				各府県	学校生徒	
	764 35 学生取締談	漫歩夜遊の悪癖, 放肆の性, 教科書を顧みざる			全国	官公私立学校	学校による散宿生監督取締, 学校設置場所の吟味
	764 35 地方庁と学生風紀		○	○	全国		
	764 37 板垣伯の学生風紀談						宗教, 教育, 法律制裁, 社会的制裁, 社会改良, 風俗改良, 寄席演劇改良
	765 38 学生取締方概況				全国		
	769 38-39 学生の風紀談						
1907 (明治40)	802 34 風紀取締通牒	学校騒動, 男女両性間の乱交	○	○		男女学生生徒	
	817 34 中等学校風紀取調	飲酒喫煙	○		全国	中等学校	
1908 (明治41)	822 43 学生の風紀振粛	淫靡の醜態	○	○	府県		
	828 36 男女学生の風潮						
	828 44 男女学生の風潮						
	841 36-37 音楽学校取締方針				東京	東京音楽学校	
	841 42 学生の風紀						
	842 45 悪書生狩の困難	バクリ, 強姦	○				
	848 38 中学生風紀問題		○			中学生	
1909 (明治42)	856 1-2 学生風紀と読物		○	○			読物改良, 良出版物奨励
	879 33-34 不良学生取締方針	少年少女に対する迫害, 窃盗	○	○	都下	児童学生	警察と学校による取締, 学校と家庭の連絡密に

## 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化

発行年 号 頁	タイトル*	風紀頹廢の具体的内容**	性別		地方	所属教育機関***	『時論』の矯正策****
			男	女			
1909 879 46 (明治42)	不良学生に関して	窃盗, 強姦, 鶏姦	○				文部省と内務省協力して取締, 教育家・家庭の警戒
1910 901 33 (明治43)	学生取締の通牒				各府県		
901 36	成澤課長不良学生談	或る欲情を満たさん, 凶器所持					
902 38-39	不良少年と岡田次官	強窃盗, 児童を脅かし害ひ			都下		
917 8-9	不良少年に就て (-)	刑法其他罰則法令に該当する行為				14歳未満	
1911 959 1-2 (明治44)	少年学生の弊風 (其の矯正の一端)					中等教育	交際は同窓に限定, 少年書類少年雑誌禁止, 寄席劇場名士演説禁止
1912 965 35 (明治45)	早大学生風紀矯正会	商店荒し, 曖昧屋	○		早稲田	早稲田大学高等予科	
971 1-2	学生風紀と社会	殺人, 学校騒動, 探偵小説を読んでの悪道	○		全国	児童青年	不健全な新聞記事自重
980 21	医学生徒風紀取締					中等程度以上の学校殊に医学生	

空欄は文中手掛かりが無いもの。\*917号の連載は第一回のみ記した。\*\*風紀頹廢の具体的内容欄の下線付ゴシックはセクシュアリティ関連事項。\*\*\*所属教育機関が不明な場合は文中に挙げられている呼称を示した。なお、「学生」の呼称は高等・中等教育就学者全体を指す場合と高等教育就学者のみを指す場合があるので(本文参照)特に記さなかったが、「学生生徒」という表現は記した。「女学生」は性別欄で示すことにし、当欄では記さない。\*\*\*\*『時論』独自の意見のほか余所からの紹介、識者・官僚の個人的談話中の見解も含む。ただし教育機関・文部省・警視庁など行政レベルで考案/実行されたものは表4に記載。

## 2. 「学生風紀問題」の概要：出現頻度，内容，地域，教育課程

「学生風紀問題」の性的項目について検討する前に、風紀問題全体の概要をつかんでおく。表1は創刊から明治末年までの『時論』より、題名および副題に「学生生徒/書生/青年/少年/学校」と「風紀/風儀/墮落/腐敗/不良/取締」に類する言葉を同時に含む記事を抜き出したものである<sup>(2)</sup>。今回は「学生風紀問題」と名指される日本国内の日本人学生についての記事のみを調査することにし「清国の留学生取締」(762号, 34頁)といった外国人留学生の記事, また「教育界の墮落」(428号, 8頁)のような教師と学生生徒双方を含む記事も除いた。この全66件の「学生風紀問題」記事の出現度数を時系列に並べたのが図1だが, 1回目の記事は1888(明治21)年に登場し, 1898(明治31)年ごろから増え始め, 1911(明治44)年にいったん終息する。1903(明治36)年と1904(明治37)年の2年間に報道が1件もないが, これは寺崎(1971, 27頁)が分析した『時論』学校紛擾関連記事と同じ傾向である。寺崎はこの一時の谷間を, 直前までは恒常的に報じられていることや, この時期にも紛擾が

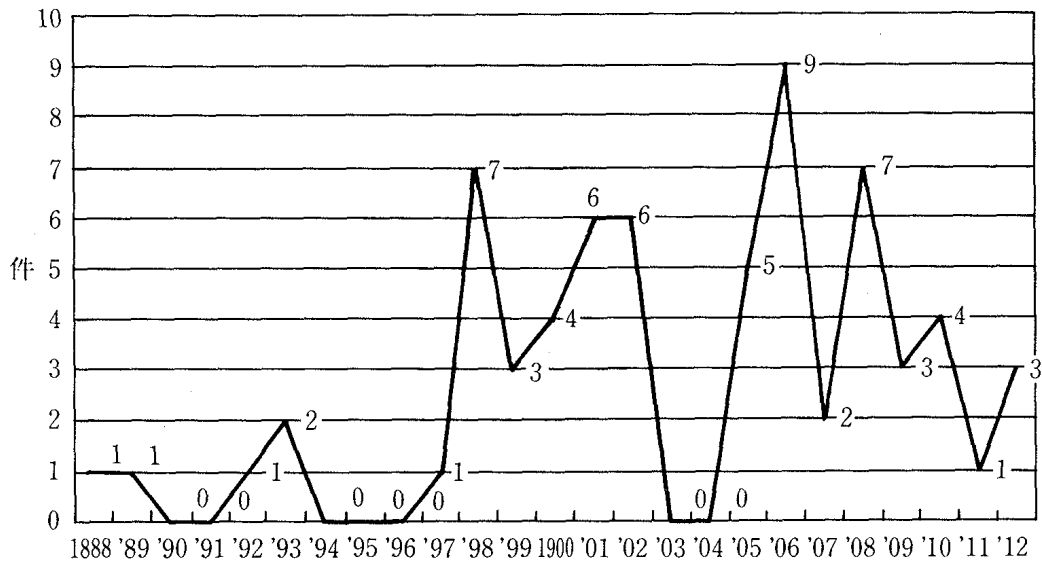


表1より作成

図1 『時論』中「学生風紀問題」記事出現度数（全66件）

あったとの証言などから「たまたま何らかの理由でジャーナリズムがそれを取り上げなかったことに起因する」と解釈している。学生風紀問題記事についても、1898（明治31）年の盛り上がりから1902（明治35）年までは3～7件の報道があること、1905（明治38）年からは以前と同じ水準に戻っていることから、なんらかの理由で取り上げられなかったと考えるほうが妥当と思われる。

それでは、学生風紀問題と呼び習わされるものは、一体どんな問題系だったのだろうか。それを知るために、まず「風紀頹廢」と同義で使われている「墮落」概念の検討から始める。1907（明治40）年『青年子女墮落の理由：附其矯救策』を著した愛知県立第一中学校長・日比野寛（1907, 6-7頁）によれば、「墮落」とは「放蕩逸楽、よし墮落の甚だしきに非ざるにもせよ、元気消沈し、意気阻喪して、有為の青春を徒爾に附するもの」である。放蕩逸楽という過度に活動的な状態のみならず元気消沈、意気阻喪のような静的状態をも「墮落」に含めているのが注目される。というのも、1885（明治18）年に坪内逍遙（1885, 19頁）が『当世書生気質』を執筆したさい、どちらかといえば学生の「放蕩逸楽」のほうを指して「墮落」の戒めとしたのと比べると、定義が拡大されているからだ。この定義拡大には、出版の前年に発行された文部大臣・牧野伸顕による文部省訓令第一号（「教育上時弊矯正ニ関スル心得」1906年6月9日）中の「近来青年子女ノ間ニ往々意気銷沈シ風紀頹廢セル傾向アルヲ見ルハ本大臣ノ憂慮ニ堪エサル所ナリ」（教育史編纂会 1939, 7頁）という発言の影響があると思われる。

次に「風紀頹廢」の具体的内容を見る。表1の66件の記事中で挙げられているト



## 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化

ピックを検討すると、学校紛擾、政治活動、飲酒喫煙、寄席への出入り、窃盗など広範囲にわたるが、性に関する言及が群を抜いて多い（明記している35件中24件）。しかし、これをもって当時の教育界は学生の性に他のどんな問題行動よりも深く関心を寄せていたとすることはできない。というのも、紛擾は1905年ごろから連続的に掲載された「学校騒動纂報」欄で、飲酒喫煙は「未成年者飲酒禁止法」（1922年成立）「未成年者喫煙禁止法」（1900年成立）の立法化過程を逐一報じる記事で、それぞれ扱われることが多かったからだ。また、両者は「学校騒動に就て」（941号、3－4頁）「何ぞ学生の喫煙を禁ぜざる」（485号、35頁）などのタイトルで特化して論じられるケースも目立つ。結果、そのように専門欄をもつことのできない性にまつわる問題だけが学生風紀問題のカテゴリーに取り残され、記事群の多数を占めるようになる。

これら問題行動はどの地域で起きていると想定されたのだろうか。表1の地域欄は、問題が多いとされている地域、報道された事件事故の現場を挙げたものである。明記されている39件のうち、都下、府下、東京市内は22件で、問題の中心は都心部であると考えられていたことがわかる。しかし、地方に問題がないと思われていたのではなく、1901（明治34）年、地方官会議の演説で菊池大麓文相は「近来都鄙の別なく学生の風紀紊乱の傾向あるを認む」（584号、45頁）と述べているから、およそ20世紀初めには問題が全国規模で拡大しているとの認識がもたれていたと考えてよいだろう。

最後に、表1の所属教育機関欄で学生風紀問題記事に登場する青少年がどの教育課程にいたのかを見る。「学生風紀問題」と総称されているが、実は中等教育程度の生徒を言挙げしているものが多い（対象を明記している40件中27件）。1881（明治14）年東京大学本科生に限り、その呼称を他諸学校に学ぶ者と同様の「生徒」から「学生」に変え差別化を図ることが定められたが（東京大学 1984、630－631頁）、「学生」は時を経るにつれ、高等・中等教育を問わない就学者全体を指すことが多くなっていた（富岡 1998、1頁）。「大学生徒」（298、491号）、「中等教育の程度にある学生」（493号）という表現が存在することはこの時代呼称がゆらいでいたことを示している<sup>3)</sup>。なお、「男女学生の風潮」（828号）のタイトルで、のち婦人雑誌『青踏』を主催することになる平塚明子と文学者・森田草平の失踪事件（1908年4月）を報じる記事がある。この時点で平塚は日本女子大学卒業後、成美女子英語学校に在籍していたが、森田は既に東京帝大を卒業している（平塚 1971、200－217頁）。おそらく「学生」の言葉で「学生身分」の意味を表していたと思われる。

### 3. 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティ像

#### (1) 登楼と同性愛：男子学生のセクシュアリティ像

以上の問題群としての学生風紀問題の性格をふまえたうえで、ここでは学生の性に向けられたまなざしとそれが結んだ学生のセクシュアリティ像に注目しながら、学生風紀問題中の性的項目について検討する。ジェンダーとセクシュアリティは密接に結びついているので、男女を分けて論じる必要があるだろう。まず男子学生について見てみる。表2は、記事中に表れた性にまつわる「風紀頹廃」の具体的内容を集計したものである。これによれば、性の問題行動とされていたのは、登楼、男色を含む少年に対する暴行、婦女子に対する暴行、男女交際<sup>(4)</sup>などであり、とりわけ登楼と少年・婦女子に対する暴行が多くを占めていたことがわかる。504, 508号の「白袴隊」とは、古川(1994, 41-43頁)によれば日清日露戦間期に跋扈した不良学生集団であり、しばしば美少年の後をつけ回して脅迫、暴行を繰り返し社会の耳目を引いた。「少年騒動」(584号)は、美少年をめぐる不良集団同士が起こした大規模な喧嘩のことをいう。

表2 「学生風紀問題」記事中のセクシュアリティ関連事項(含重複)

内 容	件 数		号
	男子	女子	
登楼	7	—	257, 437, 504, 625, 764 (35頁), 901 (36頁), 965
少年に対する暴行	6	—	508, 575, 584, 879 (33頁), 879 (46頁), 902
婦女子に対する暴行	6	—	508, 575, 592 (46頁), 842, 879 (33頁), 879 (46頁)
売春・妾	—	4	161, 620, 725, 734
男女交際	5	5	161, 734, 757, 762, 802
総合的なもの	2	1	463, 734, 822

表1より作成

問題化にさいしてどのようなレトリックが用いられたのか。典型例を引いて見てみる。

- ①今や、都下学生の風紀、墮廃し、漸々延て、各地方の学生間に及び、其弊害、実に言ふべからざらんとす。殊に、東京府下の墮落書生より成れる、彼の白袴隊と称するものの如き、近日に到りて、益其獸欲非行を逞しうし、可憐妙齡の少年、少女をして、日夜畏懼措く能はざらしむ。豈に、一日も之れを等閑視すべけんや。(中略) ②警視庁たるもの、此際、嚴重に之が取締を為すべきは勿論、

## 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化

若し、此等暴悪書生あるを採知し、発見せば、決して之を仮借せず、断々乎、之を処罰し、(中略)又文部省たるもの、学校生徒間に、此種の暴力あるを知り、殊に、其校名をさへ指挙せらるる以上は、決して之を黙々に附せず、必ず校長、職員に厳令して、其事実の有無を訊問し、以て相当の処分を為さざるべからず(508号)。

まず、青少年の幾つかの行動を、すでに形成された言説群を前提として「問題である」と措定したのち、緊急の課題であることを改めて強調しつつ慨嘆してみせ(①)、警察や文部省による取締強化を訴えるなどの対策を構じる(②)パターンが大半を占める。①の言説群が他新聞記事や識者・官僚の言葉の引用だったり、②の対策が寄宿舎や保護者による監督強化であるなど、さまざまなバリエーションはあるものの<sup>(5)</sup>、基本的にこの構成の域を出るものではない。特筆すべきは、①において「それがなぜ問題なのか」を説明する記事が皆無だということだ。記事を見る限りでは、ほぼ無前提に問題が措定され、その対策が練られるのである。

しかし、登楼と男色を含む少年に対する暴力の問題化は、問題化に先行する書生／学生の性的実態と照らし合わせたとき急速な転換であったといわざるをえない。というのも、登楼は、東京(帝国)大学の前身である大学南校の時代から、士族文化に源をもつインフォーマルな書生／学生文化として存在し、それは大学や旧制高校にも受け継がれていたからである。もちろん、登楼が大々的に許容されていたわけではないことは次の諸規則からみても明らかである(渋谷 1999, 189-190頁)。1881(明治14)年に東京大学寄宿舎に舎監が派遣され、門限が厳格化し、1884(明治17)年には「学生墮落防止の一策として」角帽が考案されている。また、1887(明治20)年には医科大学直下に遊郭があるのは風儀上問題だとして根津遊郭の移転が決定されたといわれる(久保田 1996, 81頁)。帝大に多くの人材を送り込む一高でも事情は同じで、1886(明治19)年には文相・森有礼によって兵式体操が導入され、生活の訓練規律化が方針として打ち出された。これを受けて翌年は「品行点数制」なる生徒の素行の点数化が試みられ、学科のみならず生活態度全体が生徒評価の対象となった。しかし、門限遅刻の証明書は簡単に偽造できたし(坪内 1937, 37頁)、いざとなれば帽子は脱ぐことができるわけだから、実効性はあまりなかったようだ。1887(明治20)年から寄宿生として一高に在学していた堺利彦は、よく酒場に赴き、吉原で遊んでいたという(堺 1926, 77-78頁)。

少年愛・男色もまた武士文化をオリジンとする伝統的な書生／学生文化である。さ

きの「少年騒動」は薩摩の武士階級子弟の年齢階梯集団である「兵児二才」制度の模倣形態であり（古川 1994, 31-35頁）、『書生気質』や森鷗外『キタ・セクスアリス』には、1875（明治8）～1882（明治15）年の東京大学、東京外国語学校、予備門には同性どうして肉体関係を結ぶ者を硬派、芸娼妓を相手とする異性愛者を軟派と呼んで、硬派を卓越視する風潮があったことが書かれている。このように少し前までは伝統文化として看過されてきた行為が、突如「学生風紀問題」と名づけられ問題視されることになったのである。

## (2) 売春と妾：女子学生のセクシュアリティ像

一方、女学生の性に向けられるまなざしとセクシュアリティ像はどのようなものだったのか。それに入る前に、女学生を取り巻く状況を簡単に見ておく。1899（明治32）年高等女学校令が発行され、1895（明治28）年に国公立あわせて15校だった高等女学校は1900（明治33）年には公立を中心に52校へと急増し、2,897人だった生徒数も11,984人に膨れ上がった（日本近代教育史事典編集委員会 1971, 99頁）。表3は、1885年から1910年までの高等女学校・専門学校・実業専門学校・師範学校（公立・国立）在籍の女生徒数合計の推移と、前年生徒数を1としたばあいの比率を示すものである。1895年から1900年にかけて明治年間でもっとも激しく増加していることが見てとれる。

表3 明治期女生徒数と前年比

	高 女	専門・実専	師範学校	合 計	前 年 比
1885（明治18）	616	—	1,005	1,621	—
1890（明治23）	3,120	—	885	4,005	2.5
1895（明治28）	2,897	—	759	3,656	0.9
1900（明治33）	11,984	—	2,096	14,080	3.9
1905（明治38）	31,918	1,232	4,653	37,803	2.7
1910（明治43）	56,239	969	7,338	64,546	1.7

日本近代教育史事典編集委員会（1971, 99, 107, 109頁）より作成

この明治30年代の女学生の量的増加は、女学生観の転換も伴っていた。本田（1990, 12頁）によれば、高等女学校令以前の女学生たちは単に「女子」の「学生」と目されるにとどまっていたが、明治30年代には女子就学者の意味を超えて近代の象徴、都市の花といったコノテーションが付与された「女学生なるもの」が誕生する。当時随一の大衆娯楽の一つである新聞小説のヒロインにも女学生が選ばれ<sup>(6)</sup>、いわば「時代のスター」の様相を呈していた。連日「女学生風紀問題」がジャーナリズムを賑わせる

## 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化

ようになるのもこの頃である。表1の『時論』記事数件の性別欄を見ると、それまでは1件だったのが、1902（明治35）年は6件中実に5件が女学生風紀の報道に費やされている。その後は特に性別を特定していない限りはほとんどの記事が男女学生双方に言及しており、1902年で注意を喚起された社会のまなざしが以後女子の挙動をも捉えるようになったことが推察できる。

問題行動と目された女学生の行為は具体的にどんなものを指していたのだろうか。表2によれば、男女交際、売春や学資を得るための妾である。問題化のレトリックは男子学生の場合とほぼ同様で、上記の行動を「それがなぜ問題であるか」を説明することなく「問題」として措定したのち慨嘆したり対策が列挙されたりする。ただし、女学生風紀問題に限ったことではないが、『時論』の性格上表現は極力控えめになっている。また、月3回発行とはいえ報道の継続性と発行部数では日刊紙に劣るため、「所謂昨今の女学生風紀問題は……」と始めて、他ジャーナリズムで形成された言説空間を前提に時論記者が所感を述べるケースが多い。そこで、補足的に『時論』以外の報道の様子を『二六新報』での連載「女学生腐敗の真相」（1902年8月23日～11月9日）を例に見ることにする。

この欄では女学生の売春、妾や個人的な恋愛すらも、時に実名入りで報じられた。記者の言葉をそのまま信じれば「硯辺日々真に山を成」す（1390号、3頁）ほどの読者からの反応があり、その内容は、記事のセンセーショナルさへの苦言や、在京学生をもつ親からの感謝の手紙であったりした。なかには風儀の悪い女学生を名指して密告する投書もあった。「あなたのことが『二六新報』で報じられようとしているが、記者と懇意なので取り下げてもらおう」と言って女学生から金をだましとる「悪書生」が登場し、そのことをまた自らの欄で書き立てるという倒錯的な事態すら生じた（1427号、3頁～1429号3頁）。この事件や読者からの手紙が記者の捏造でない保証はないが、とりえず女学生風紀問題報道の過熱ぶりと、それを受容する読者の存在を見ることはできる。

そのなかで形成された女学生のセクシュアリティ像はかなり偏ったものであったといわねばならない。なかには作り話もあり（深谷 1990, 201-202頁）、娼妓が顧客の要望に応じて女学生の格好をしていたケース（『時論』734号、『二六新報』1371号、3頁～1372号、3頁）もあった。しかし、「或る部分の女学生が如何はしき挙動を為したりとて、以て全体の女学生が悉皆腐敗せる如く難ずるは、誤謬たること論を待たず」（628号、44頁）とまっとうな指摘をする記事はほんのわずかである<sup>(7)</sup>。やがて「或る医師の語る所によれば、近来女学生の疾病の種類は十中の八九迄異性より受

けたる花柳病であると云ふ……是れ以ても彼等社会が克己制欲の念乏しく、又如何に男性即ち青年者に接する機会を有して居るかが思ひやられるのである」(石川 1909, 451-452頁) という説に見られるような、女学生はみな性に関して「墮落」しているかのようなイメージが涵養されることになった。

### (3) 要因指定と矯正策, 学生自治: 「学生風紀問題」への反応

以上のような形で青少年のセクシュアリティが問うに値する問題として指定されたあと、風紀頹廢の要因が追求され、それをふまえて「矯正策」が構じられるようになる。表1の『時論』の矯正策案欄は、時論記者のプランほか、識者・官僚の個人的談話の中で示された策をまとめたものである。警察による取締(明記している26件中9件)、教育関係者等による取締(同7件)、父兄家庭等の監督者の警戒(同9件)などが目立つが、その他が多岐にわたっており、当時考えられていた矯正策の全貌を把握するにはやや散漫である。そこで、便宜的に2冊の本を取り上げ、教育者側が学生の「風紀頹廢」の要因を何に見いだし、どのような対策を考えていたのかを考察する。一つは、京都府師範学校教諭などを経て東京師範学校研究科に学んだ井田竹治の『学生風紀問題: 全』(1902年)、もう一つは、さきにも引用した日比野寛の『青年子女墮落の理由: 附其矯救策』(1907年)である。

まず、問題発生「原因」はどのように考えられていたのか。井田(1902, 35-74頁)は、学生墮落の要因を、学生の心理にある「内因」、それ以外のものを「外因」とし、さらに「内因」を間接的なものと直接的なものに分ける。前者は「因習久シキ弊風、不道理ナル僥倖心、上流人士風儀ノ頹廢、社会制裁力ノ欠乏」、後者は「無謀ナル修学ノ計画、失敗ノ経歴、浅皮軽薄ナル学風」である。そして、「外因」として「学校ノ無責任、悪友、新聞雑誌小説ノ害、演劇寄席等、飲食店等、花街」を挙げる。日比野(1907, 1-122頁)が学生墮落の原因とするのは「維新の更始と泰西思潮の輸入、学校及び学校的塾舎の勃興、学問心の普及に伴へる時弊、学校の不足、社会制度の不正確、家庭の欠陥、学生宿舍の不備」である。「学問心の普及に伴へる時弊」とは、学問熱が広まり教育へのアクセスが容易になった結果志の低い者も漫然と学校に通うようになったことをいう。「学校の不足」はこれと矛盾するようだが、入学志願者数に対する学校数が少ないため競争が激化し、志を遂げぬうちに生徒が誘惑の魔の手に陥ることを懸念している(前掲書, 60-66頁)。井田の区分けの細かさと日比野の粗さの違いはあっても、両者の認識はほぼ一致している。

両者とも学生生徒自身に内在する要素のみならず「因習久シキ弊風、上流人士風儀

## 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化

ノ頹廢，社会制裁力ノ欠乏」「維新の更始と泰西思潮の輸入，社会制度の不正確」のように社会全体の風儀をも要因とする視線は注目される。明治時代は，民間に伝わる習俗風習を「悪しき陋習」として廃止し，社会全体の「風俗改良」が試みられた画期であった。明治年間を通して，若者組，寝部屋習俗，男女混浴，盆踊り，見世物，素人芝居など，様々な習俗風習が法的取締を受けている（野口 1973，52-53頁）。『時論』でも「吁教育界の風紀問題を如何」（468号，1-3頁）などの社会人たる教師じしんの品行の悪さ，「俗弊を一掃すべし」（352号，10頁）といった日本社会全体の風儀を問題にした記事が散見される。

このように日本社会全体の悪風儀が認識される場所では，教師の管理の及ばない場所での取締つまり「校外取締」の発想が生まれる<sup>(8)</sup>。1日のうち教師が学生生徒に接する時間は限られているゆえ「一日温めて十日冷やす」ことになってはならないからだ。とするならば，そこから導出される「対策」は，学生生徒を取り巻く全体的な環境の浄化と，学校内外における徹底管理が主眼となってくる。井田（1902，75-144頁）は「下宿屋」ではなく「教師親戚知己等ノ住居」「家塾」「同郷寄宿舎」に学生を住ませることを薦め，官庁，学校，学生自身および監護者の責任として「学校監督，禁酒令，演劇寄席及花街ニ対スル取締，下宿屋・質屋・高利貸等ノ取締，有益ナル遊樂場」を実施したり設立したりすること，「学校所在地，苦学鍛練主義，校風の樹立，生徒取締上ノ連絡」について注意すること，「漫ニ来京スヘカラス，交際ヲ節ス」ことを挙げる。日比野（1907年，132-134頁）は，青年に倫道の大本を示すこと，教育者は学生子女の模範となるよう「自己の修養訓練」を怠らないこと，社会の年長者は青年子女に迎合することなく毅然とした態度で接すること，家庭では夫婦力を合わせて子女の養育に努め，子女の「純潔と健全」を図ることを述べる。『時論』にも両者と同様の見解がみられるので，これを当時の教育関係者の代表的意見としてもおそらく間違いではないだろう。

これら矯正策はただ理想論として謳われたのではない。環境浄化と校外取締の思想は表4に見るように，文部省・警視庁を中心とした現実的な達し・取締に結実する。1898（明治31）年こそ東京帝大の学生取締に本郷警察署の協力を要請しようとした菊池大麓総長の発言は波紋を呼んだが，1901（明治34）年以降は梅謙次郎文部総務長官が警視総監に協力を要請するのを皮切りに，学生取締に警察権力を介入させることがまるで当然のように行われている。「風紀頹廢」のネガティブ・インプリケーションと共に表象された青少年のセクシュアリティは，「像」「観」というイメージの問題にとどまることなく，現実場面での実質的な権力の介入をも呼び込むことになったので

ある。

一方で、「像」や「観」に基づいて社会的行動を起こしたのは教育者や行政機関だけでなかったことも強調しておかねばならない。広田（1998, 6頁）も指摘するように、社会が青少年にある基準や規範を設定し、それにしたがって処遇すれば、青少年自身もそれに準拠したり、自分に与えられた環境の中で世界を解釈したり振るまったりする。学生風紀問題に関しても例外ではなく、社会の学生堕落観は学生によって敏感にキャッチされ、自治・自重の動きが出てくる。たとえば、在京学生堕落の噂を聞きつけた福井県の少年は、小学生向けの投稿誌に、同世代の登楼を戒める文章を投稿している（木戸 1891, 15-17頁）。また、明治末の早稲田大学では、在学生在が同窓の風紀頹廢を青年向け雑誌に告発するなど（早稲田健児団総代 1909）、相当程度学生自身にも風紀頹廢が自覚されていたが、やがて1912（明治45）年に「相互に警戒して覚醒を促がすべし」との主旨で早稲田大学予科生の手により風紀に関し生徒が相互に話し合う大会が自主開催される。そこでは、学校付近の不良商店や曖昧屋・飲食店の出入りを生徒同士で相互に取り締まり、場合によっては警察の介入も辞さないなどの「三ヶ条」が決議されることになった（965号）。

表4 「学生風紀問題」関連記事中の達し・取締

年	号	頁	達し・取締
1898 (明治31)	463	8	各小学校長より警視庁に、児童を誘拐猥褻行為を働く学生の取締出願。警視庁は各警察署に学生取締を命じる予定
	491	22	東京帝国大学にて菊池大麓総長が風紀矯正のため「不都合の所為ある学生」は処分する旨論達。本郷警察署にも学外での「注意警戒」依頼。特に文科大学では「文科大学風紀制」を設ける予定
	493	20-21	(栃木県人・大澤謙吉が東京に「学生風紀改良会」と寄宿舎創立の計画をたてる)
	493	35 上段	(491号記事の件に関し警察の協力を要請することに疑義が上がった)
	493	35 下段	(外山正文相が寄席の取締、学生の喫煙禁令を直轄警察に要請しようとしたが、内閣更迭のため実現せず)
1899 (明治32)	504	36	警視庁が寄席劇場の取締を厳格化する訓令
	509	16	警視庁四方面会の席上で総監より悪書生の取締を嚴重にする旨の訓示
1901 (明治34)	575	36	梅謙次郎文部総務長官が警視総監・東京府知事に不良青年取締要請
	592	46	警視庁が9月16日署長会議にて悪書生の取締励行
1902 (明治35)	625	39	警視庁が各警察に学生取締嚴重の内諭。また文部省に対し粗暴学生の多い中学校各私立学校に特典を剥奪するなどの制裁をかけられるよう交渉



## 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化

年	号	頁	達し・取締
1902 (明治35)	628	35	文部省が全国各高等女学校長に女学生風紀振肅のため、品行不正者は除名放校し、一般女学生は戒飭する旨内訓
	630	40	文部省は視学官を派遣して東京市内の高等女学校程度を巡視させ女学生の状態を調査
1905 (明治38)	716	32	文部省は各学校長に対し、不品行者は退学処分にし、姓名を各学校に通牒して転校を困難にさせる制裁をかけるよう内訓
	725	31	警視總監が府下各署長に学生取締方針を訓示
	734	32	神田警察署は8月4日より約一ヶ月間計3回にわたって18名の墮落学生を検挙
1906 (明治39)	762	33	牧野伸顕文相、文部省訓令第一号「教育上時弊矯正ニ関スル心得」発行
	763	35	牧野文相は地方長官に訓令第一号に基づき「風紀訓令実行案」の細則を内訓
	764	35 上段	(木場貞長文部次官は各府県知事に学生取締にかんして報告するよう要請したが怠る向きが少なくないので、普通学務局長が催促)
	764	35 下段	763号の細則に基づき各地方庁で新刊図書審査。ある地方長官は管内各郡長に対し小学校修身科活用と小学生徒操行取締の通牒を予定
	765	38	763号の細則に基づき、教員による校外監督、新聞雑誌雑書検閲、父兄会、寄宿主会設置等が実施されている
1907 (明治40)	802	34	澤柳文部次官は各地方長官に、教員生徒が学校騒動・男女乱交を起こした場合は嚴重処分にし、男女学生混合の舞踏・活劇を取締まるよう通牒
1908 (明治41)	822	43	辻新次帝国教会会長が牧野文相・原敬内相に学生風紀取締にかんする建議書を提出。これを受けて原内相は古賀廉造警保局長に府県知事に対し学生取締の通牒を出すよう命じる
	841	36	東京音楽学校は、入学者操行審査、寄宿舎へ収容、素行の怪しい教授生徒処分の方針
	848	38	小松原英太郎文相は、良教職員選択養成、家庭との協力のもと生徒監督を実施するため調査中
1910 (明治43)	901	33	一木喜徳郎内務次官は各府県知事・警視總監に学生取締にかんし次内容を通牒。学校生徒が不良行為を行った場合警察署長・分署長が学校・父兄に連絡。また、顛末を文相に報告のこと
1912 (明治45)	965	35	(早稲田大学高等予科生一同が大隈講堂にて自主的に風紀矯正のための大会を開催、三ヶ条を決議)
	980	21	文部省は7月17日に全国医学専門学校生徒監を召集し、生徒訓育・風紀取締にかんして協議する予定

763号除き表1掲載記事より作成。カッコ内は参考事項。政治活動・粉擾・飲酒喫煙関連は除く。

#### 4. まとめと考察

以上の検討から、学生風紀問題と総称される問題群は、学校紛擾、政治活動、飲酒喫煙、寄席への出入り、窃盗など幅広いトピックと共に学生のセクシュアリティを問

題化していることが明らかになった。また、地域的には都心部に問題が多いとしつつ問題意識は地方をも捉えていたこと、「学生風紀問題」としながらも主に中等教育生徒に焦点を当てていたことが確認できる。そのうち性にまつわる事項について、冒頭の問いに対する本稿の分析結果は次のようであった。①具体的にどんな性の活動が問題行動として想定されたのかといえば、男子学生の場合は登楼、男色を含む少年に対する暴行、婦女子に対する暴行、男女交際であり、女子学生の場合は、男女交際、売春や妾になることであった。②問題化にさいして用いられたレトリックは、これら行為が「なぜ問題か」が記事中で説明されることなく即座に論じるべき問題として措定され、慨嘆したり、取締の強化を訴えるパターンが多い。③学生風紀問題が惹起した反応は次のとおりである。問題行動の要因として日本社会全体の悪風儀と学生生徒が監督者の目から自由であることが教育者によって指摘されたことにより、学生生徒を取り巻く環境の浄化と学校内外での監督取締の厳格化が矯正策の主眼となった。それは行政レベルにおいて文部省・警視庁による取締として結実した。学生風紀問題の過熱ぶりは、それが主流になることはないものの、学生擁護の対抗言説を生み出すことにもなった。また、学生生徒による自治・自重の動きも登場した。

以上の学生風紀問題の性質をふまえたうえで、当初の問題意識に立ち返り、学生風紀問題が近代を通じての「子ども・青少年の性の困り込み」にとってどのような含意があったのかを考察してみる。今一度問題化のレトリックに注目してみると、学生風紀問題は男子学生の場合登楼・男色を「している」と想定したうえで「すべきでない」と規範化し、女子学生の場合売春・妾を「している」と想定したうえで「すべきでない」と規範化している。ここで行われているのは、男子学生は登楼・男色という伝統文化への、女子学生は売春・妾という伝統的「醜業」と呼ばれるものへのはめ込みである。男子は登楼・男色を書生／学生文化として持続させる程度に行っていたが、売春・妾を行う女子学生はおそらく稀であったろう。そのような実態上の違いはあるものの、言説上では、男子は伝統文化である登楼・男色、女子は伝統的醜業である売春・妾を行っていることを想定しており、共に伝統的陋習の否定へと繋げてゆく点では変わらない。この「伝統」を持ち込む言説戦略は、より多くの男女学生のセクシュアリティを管理の網の目の中に組み込むことになる。男子には現に行われている登楼や男色を否定することを要求するし、女子には将来起こるかもしれない娼妓身分への転落に対するよりいっそうの備えが求められるからだ。

ここで学生風紀問題が「近代における子ども・青少年の性の困り込み」に対して持つ意味が解けるだろう。伝統文化の否定と伝統的醜業への転落防止の思想は、貞淑な

## 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化

セクシュアリティを持つ洗練された男女像を目指すべき理想型として背後に控えている。それは明治を通して明六同人の津田真道や森有礼、福沢諭吉ら知識人が「文明開化」の呼び声の下に押し進めた「登楼せず、蓄妾せず、売淫せず、妾にならない」男女のあり方と一致するものである。明六同人らの議論は特に対象を定めることなく男女一般を念頭に展開されている節があるが、学生風紀問題では言うまでもなく学生に照準が合わされている。貞淑な男女像の提示と適用拡大を「近代におけるセクシュアリティの再編成」と見るならば、その学生（ひいては青少年）バージョンこそが学生風紀問題であった。

学生風紀問題で表象されたような問題含みのセクシュアリティをもつ青少年は、やがて「生殖する身体」予備軍として主に医療領域で管理・矯正される対象となる。その痕跡は既述の性教育のほか、学校での花柳病検査、夥しい数の青少年（未婚者）向け衛生法のテキストに見出すことができるが、これらと学生風紀問題との直接の継受関係は詳らかでない。今後の課題としたい。

## 〈注〉

- (1) 女子高生の援助交際報道には、大別して、あたかも全ての女子高生が援助交際をしているかのように表象する言説と、援助交際する女子高生はほんの一部にすぎないとする対抗言説の2種類がある。この2論調が以下に見る明治期の女学生風紀問題で既に提出されていることは注目に値する。女学生風紀問題と援助交際問題の類似性の分析は別稿を期す。
- (2) 「学生墮落問題」と人々に明確に規定されているものにひとまず限定することにし、同内容だが上記条件に合わない記事（たとえば、「学生社会の士風衰退せんとす」〔416号, 10頁〕, 「学生の濫交を禁ずるの論を読む」〔466号, 5-6頁〕など）は除いた。
- (3) 「書生」という呼称については、「学生」とほぼ同義で用いられていたとみてよい。「男学生（特に其悪書生）」（725号）という表現があるので、学籍の有無は問題にされていない。文学者・小田切秀雄（1955, 13頁）によれば、大正初年まで「学生」の呼称が用いられるのは例外的であり、もっぱら「書生」が使われたという。
- (4) 本稿では、男子学生、女子学生それぞれに特有のセクシュアリティ像を論じることを課題とし、男女双方の問題である「男女交際」については立ち入らなかった。
- (5) 他新聞雑誌記事を問題化の前提としていることを明記するものに、257（九州日々新聞）、437（国民新聞）、463（都下の新聞雑誌）、504（此頃一二新聞）、573

(府下及地方新聞紙上), 584 (近日新聞紙), 971 (日々の新聞紙上) の各号がある。識者の言を引くものには, 463 (近衛篤麿), 548 (富岡幸助), 573, 575 (識者教育家), 739 (大村清水谷高等女学校長, 小山三十四銀行頭取), 764 (37頁, 板垣退助) の各号が, 官僚の言を引くものには, 575 (其の筋), 734 (神田警察署長), 762, 763 (文相・牧野伸顕), 879 (33-34頁, 文部局長), 901 (36頁, 警視庁第二部保安課長), 902 (文部次官) の各号がある。なお, 以上には, 人名や省庁名が掲げられていても, 単に通牒や取締方針が発行された/される旨のみを報じる記事, 注(7)で触れる学生擁護記事は除外してある。②の矯正策は3。(3)にて後述。

(6) 小杉天外「魔風恋風」(『読売新聞』1903年2月~9月), 小栗風葉「青春」(『読売新聞』1905年3月~11月)。

(7) 他に学生擁護言説を掲載する記事として, 573, 628 (44頁), 757, 762, 769, 841 (42頁「学生の風紀」「吾等の学生観」)号がある。また, 最終的には学生墮落観を表明しているものの, 一応の譲歩を見せている記事として848号がある。581号は学生擁護ではないが教師非難に重点を置いている。745号は紛擾に関して, 自分たちの学生時代より現在は幾分ましであるという文部省学務局長・澤柳政太郎の談話を掲載している。

(8) 寺崎 (1978, 36頁) は, 一高校長・木下広次のいわゆる「籠城演説」(1888年)に, 倫理喪失に陥っている日本社会全体から生徒を切り離そうとする教育方針を見いだしている。

#### 〈参考文献〉

赤川 学 1999, 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房。

赤松啓介 1993, 『村落共同体と性的規範: 夜這い概論』言叢社。

Ariès, Philippe 1960, 杉山光信・杉山恵美子訳『〈子供〉の誕生: アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房 1980。

傳松かほる・菅原亮芳 1988, 「民間教育雑誌の成立に関する一断面(上): 『教育時論』と『教育報知』をてがかりとして」『桜美林大学論集: 一般教育編』15号, 47-70頁。

傳松かほる・菅原亮芳・小熊伸一 1990, 「近代日本教育雑誌史研究(1): 明治期刊行教育雑誌の諸類型とその変容」『桜美林大学論集: 一般教育編』17号, 49-68頁。

—— 1991, 「近代日本教育雑誌史研究(2): 明治期刊行教育雑誌の諸類型とその変容」『桜美林大学論集: 一般教育編』18号, 25-42頁。

## 「学生風紀問題」報道にみる青少年のセクシュアリティの問題化

- Foucault, Michel 1976, 渡辺守章訳『性の歴史Ⅰ：知への意思』新潮社 1986。
- 深谷昌志 1990, 『増補 良妻賢母主義の教育』黎明書房。
- 古川 誠 1993, 「恋愛と性欲の第三帝国：通俗性欲学の時代」『現代思想』21巻7号, 110-127頁。
- 1994, 「セクシュアリティの変容：近代日本の同性愛をめぐる3つのコード」『日米女性ジャーナル』17号, 29-55頁。
- 平塚らいてう 1971, 『元始, 女性は太陽であった：平塚らいてう自伝』上巻, 大月書店。
- 広田照幸 1998, 「〈子どもの現在〉をどう見るか」『教育社会学研究』第63集, 5-23頁。
- 本田和子 1990, 『女学生の系譜：彩色される明治』青土社。
- 岩田重則 1996, 『ムラの若者・くにの若者：民俗と国民統合』未来社。
- Kinmonth, Earl H. 1981, 広田照幸・加藤潤・吉田文・伊藤彰浩・高橋一郎訳『立身出世の社会史：サムライからサラリーマンへ』玉川大学出版 1995。
- Kitsuse, J.I. & Spector, M.B. 1977, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築：ラベリング理論をこえて』マルジュ社 1990。
- 久保田淳 1996, 『隅田川の文学』岩波新書。
- Mead, Margaret 1973, 畑中幸子・山本真鳥訳『サモアの思春期』蒼樹書房, 1976。
- 森 繁男 1992, 「「ジェンダーと教育」研究の推移と現況：「女性」から「ジェンダー」へ」『教育社会学研究』第50集, 164-183頁。
- 日本近代教育史事典編集委員会編 1971, 『日本近代教育史事典』平凡社。
- 中河伸俊・永井良和編 1993, 『子どもというレトリック：無垢の誘惑』青弓社。
- 野口武徳 1973, 「猥褻観の発生」『思想の科学』226号, 48-53頁。
- 小田切秀雄 1955, 『近代日本の学生像』青木新書。
- 渋谷知美 1997, 「青少年のセクシュアリティをめぐる言説：1880～1995年日本・男子編」『日本=性研究会議会報』9巻1号, 日本性教育協会, 2-16頁。
- 1999, 「立身出世と書生のセクシュアリティ：1880年代半ば～1890年代初頭の知識人の言論を中心に」『東京大学大学院教育学研究科紀要』38巻, 187-198頁。
- 高橋一郎 1992, 「明治期における「小説」イメージの転換：俗悪メディアから教育的メディアへ」『思想』812号, 175-192頁。

- 1993, 「青少年のセクシュアリティと教育」『教育社会学研究』第53集, 31-46頁。
- 竹内 洋 1991, 『立志・苦学・出世：受験生の社会史』講談社現代新書。
- 寺崎昌男 1971, 「明治学校史の一断面：学校紛擾をめぐって」『日本の教育史学』14号, 24-43頁。
- 1978, 「自治寮制度成立史論：とくに木下広次とその二演説をめぐって」『旧制高等学校史研究』15号, 20-46頁。
- 東京大学 1984, 『東京大学百年史：通史（一）』東京大学出版会。
- 富岡 勝 1998, 「『学生風紀問題』解説」井田竹治『学生風紀問題：全』日本教育史基本文献・資料叢書48巻, 大空社, 1-5頁。
- 山村賢明・北沢毅 1992, 「子ども・青年研究の展開」『教育社会学研究』第50集, 30-48頁。

#### 〈資料〉

表1 および本文・注中にタイトルと掲載誌名, 巻号を掲げたものは略す。

- 日比野寛 1907, 『青年子女墮落の理由：附其矯救策』金港堂。
- 井田竹治 1902, 『学生風紀問題：全』弘文堂・六合館（日本教育史基本文献・史料叢書48巻, 大空社, 1998所収）。
- 石川天涯 1909, 『東京学』育成会。
- 木戸正栄 1891, 「在京書生諸君ニ一言ス」『日本全国小学生徒筆戦場』1巻9号, 14-17頁。
- 教育史編纂会編 1939, 『明治期以降教育制度発達史』5巻, 教育史料調査会。
- 橋南漁郎 1910, 『大学学生溯源』日報社（日本教育史基本文献・史料叢書11巻, 大空社, 1992所収）。
- 森 鷗外 1909, 『キタ・セクスアリス』（岩波文庫, 1935所収）。
- 堺 利彦 1926, 『堺利彦伝』改造社（日本人の自伝9巻, 平凡社, 1982所収）。
- 坪内逍遙 1885, 『当世書生氣質』（岩波文庫, 1937所収）。
- 早稲田健児団総代 1909, 「淫風早稲田を亡ぼさんとす：血涙を揮って警視總監及び学校当局者に訴ふ」『冒険世界』2巻3号, 57-61頁。

\* 本稿の一部は, 京都精華大学創造研究所「東アジア地域における「性」の存在体制解明に関する基礎的・方法論的研究」プロジェクトの助成による成果である。

---

**ABSTRACT**

**Problematization of Sexualities of Youth in  
*Gakusei-Fuki Problem* Report: Based on Articles of  
*Kyoiku-Jiron* in Meiji Period**

**SHIBUYA, Tomomi**

(Graduate School, Tokyo University)

7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0033 Japan

This paper shows the images of youth sexualities in mid-last-Meiji period and examines the way in which sexualities of youth was discussed as problematic by society and the reactions of youth to the problematization. To do this, I examined articles about *Gakusei-Fuki Problem* in *Kyoiku-Jiron* published in Meiji period. The perspective of social-constructionism approach developed by Kitsuse and Spector was employed in this study. The questions I asked here were: (1) what sexual behaviors were considered problematic?; (2) what rhetoric was used to make them problematic?; and (3) what reactions were arisen. In these problem areas, I also examined the countermeasures taken by educators and administration, the counter discourse and the behaviors of students.

The following are the findings of this study. (1) Male students: buying prostitute, sexual violence against younger boys (including gay sexual behaviors), women or girls and having a date with female students were considered sexually delinquent. Female students; prostituting, becoming a mistress and having a date with male students were thought to be sexually improper. (2) In most articles, these sexual behaviors were problematized without providing reasons. Simultaneously, the authors immediately concluded that sexual behavior of youth must be controlled with vigor. (3) Educators thought that bad manners ubiquitously seen in Japan were the factors of youth's problematic behaviors and suggested that students should be strictly supervised. These arguments were realized as the purity of environment around students and the supervision of youth by administrators and educators. Contrary to these movements, however, heated problematizations on sexual behaviors of youth caused some counter discourses. They also led student's movement of self government.